

八筑医発第 27-369 号

平成 27 年 10 月 17 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光

担当理事 馬田 裕二

嘉麻市公費医療助成制度の改正及び審査支払事務の委託について

嘉麻市医療費助成制度（子ども医療費助成制度・重度障がい者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度、（以下、「公費医療制度」）については、平成 28 年 1 月 1 日より中学校 3 年生までの子ども（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）に対する医療費の無料化を実施するため、公費医療制度を改正された旨の通知が福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

また、公費医療制度に係る医療費の審査支払事務については、現在、全て福岡県国民健康保険団体連合会へ委託されておりますが、平成 28 年 1 月診療分より変更されます。

なお、本件に関するお問い合わせは、嘉麻市役所市民課国保年金係（0948-62-5679）までご照会ください。

記

●嘉麻市における公費医療制度の概要

法別番号・ 助成制度名・ 公費負担者番号	改正前	改正後
80 重度障がい者 医療費助成制 度 (80400278)	【対象者】 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳判定（A） ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ④療育手帳判定（B）かつ身体障害者手帳 3 級 【自己負担額】 自己負担なし ※ただし、対象者③の精神病床への入院医療費については対象外 ※所得制限あり ※就学前児童は子ども医療適用	【対象者】 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳判定（A） ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ④療育手帳判定（B）かつ身体障害者手帳 3 級 【自己負担額】 自己負担なし ※ただし、対象者③の精神病床への入院医療費については対象外 <u>（中学校 3 年生までの該当者は、市の窓口で自己負担分の払戻しを行う）</u> ※所得制限あり ※就学前児童は子ども医療適用

法別番号・ 助成制度名・ 公費負担者番号	改正前	改正後
81 子ども医療 費助成制度 (81400277)	【対象者】 ・ 入院：中学校 3 年生まで (15歳の誕生日以後の最初の 3 月31日まで) ・ 退院：小学校 3 年生まで (9 際の誕生日以後の最初の 3 月31日まで) 【自己負担額】 1 医療機関あたり ・ 小学校未就学児（ 6 歳の誕生日以後の最初の 3 月31 日まで）： 入院・退院とも自己負担なし ・ 小学校就学後～小学校 3 年生まで： 入院500 円/日（月 7 日程度） 通院600 円/月 ・ 小学校 4 年生～中学校 3 年生まで： 入院500 円/日（月 7 日程度） 通院 全額自己負担 ※所得制限なし	【対象者】 0 歳～中学校 3 年生まで 【自己負担額】 入院・通院とも自己負担なし ※所得制限なし
90 ひとり親家庭 等医療費助成 制度 (90400276)	【対象者】 ・ 母子家庭の母及びその児童 ・ 父子家庭の父及びその児童 ・ 父母のない児童 ※児童…18 歳の誕生日以後の最初の 3 月31 日まで 【自己負担額】 1 医療機関あたり ・ 入院500 円/日（月 7 日程度） ・ 通院800 円/月 ※所得制限あり ※就学前児童は子ども医療適用	【対象者】 ・ 母子家庭の母及びその児童 ・ 父子家庭の父及びその児童 ・ 父母のない児童 ※児童…18 歳の誕生日以後の最初の 3 月31 日まで 【自己負担額】 1 医療機関あたり ・ 入院500 円/日（月 7 日程度） ・ 通院800 円/月 <u>ただし、中学校 3 年生までは入院・通院とも自己負担なし</u> ※所得制限あり ※就学前児童は子ども医療適用

●嘉麻市公費医療助成制度の審査支払事務の委託について

1. 平成 2 8 年 1 月診療（平成 2 8 年 2 月請求）分から被用者保険加入者分の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部へ委託する。
2. 被用者保険加入者分の月遅れ・再審査請求については、1 年間の経過措置を設け、平成 2 9 年 1 月請求分から実施する。